

環境配慮推進状況評価表（事業種別）

部局名：農林部

事業種名：治山・森林管理道整備事業

1 取組の概要

治山事業の実施に当たっては、木製品の積極的な利用や立木の伐採を最小限にとどめるなどして、環境への負荷を軽減するよう努めた。谷止工では鋼製資材を使用した工法を採用して周囲の景観になじむよう配慮し、環境配慮方針の実践に努めた。

森林管理道の整備に当たっては、木製品や再生資材の積極的な活用に努め、また環境対策型機械の使用などにより、環境配慮方針の実践に努めた。

2 主な成果

（治山事業）

- ・丸太筋工などの木製構造物を採用し、再生可能な自然素材を活用した。
- ・金網の落石防止柵工を採用し、周囲の景観になじむよう努めた。
- ・基礎に自穿孔式のアンカーを用いコンクリートを使用しない工法を採用した。

（森林管理道整備事業）

- ・環境に配慮して、排出ガス対策型の建設機械を使用した。
- ・表層工及び下層路盤工には、再生資源を利用した。
- ・構造物の一部に緑化可能の鋼製擁壁を使用した。

3 今後の方針

治山事業では、木材の活用や適切な工法選択などにより、自然景観に配慮した施工に努める。また、治山構造物の設置箇所や工種の見直しなどにより、地形への改変を最小限に抑えるなど、計画・設計段階からも環境への配慮をより強く意識する。

森林管理道整備事業では、木材や再生資材の積極的な活用などにより、環境への負荷の軽減に努める。道路幅員の縮減や線形の選択などにより、地形への改変を最小限に抑えるなど、計画・設計段階からも環境への配慮をより強く意識する。

4 課題

公共工事の実施に際しては、環境への配慮と同時にコストの縮減、品質の確保についても求められている。このため、事業の計画・設計段階から施工段階を通して、自然環境への配慮とともに、コスト縮減及び工事の品質確保が図ることのできる工種・工法の選択などについて、検討をする必要がある。

5 事業一覧

別表 - 2 のとおり

別表 - 2

個別評価事業一覧

事業年度：平成 29 年度

部局名：農林部

事業種名：治山・森林管理道整備事業

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	人見入復旧治山事業	計画段階	3	3	100.0	5
2	人見入復旧治山事業	設計段階	8	8	100.0	5
3	大血川復旧治山事業	施工段階	15	15	100.0	5
4	弟富士山緊急予防治山事業	施工段階	8	8	100.0	5
5	三武越予防治山事業	施工段階	7	7	100.0	5
6	向ノ沢予防治山事業	計画段階	5	4	80.0	4
7	向ノ沢予防治山事業	設計段階	8	7	87.5	4
8	城峰 1 号線森林管理道改良工事	計画段階	5	4	80.0	4
9	城峰 1 号線森林管理道改良工事	設計段階	11	8	72.7	3
10	奈田良線森林管理道改良事業	施工段階	12	10	83.3	4
11	上武秩父線森林管理道改良事業	施工段階	12	10	83.3	4
12	陣見山線森林管理道改良事業	施工段階	13	11	84.6	4
13	勝呂入山線森林管理道舗装事業	施工段階	12	10	83.3	4
	合計		119	105		

環境配慮推進状況評価表(事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	復旧治山事業(人見入)
事業の規模	法枠工1,534㎡	実施場所	飯能市大字上名栗地内
計画期間	平成30～33年度	段階	計画段階
<p>事業の概要： 工事施工箇所は森林管理道人見入線の終点上部に位置し、大規模な斜面崩壊が発生している。この斜面を復旧するため法枠工と下流への土砂流出防止対策として、土留工等を施工する。工事箇所の下部には、人家14戸、県道500m、市道100m及び1級河川500mがある。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

工法の選定にあたり、法枠工枠内には植生基材による緑化を図ることとしているほか、斜面安定のための筋工には間伐材を使用し、木材利用の推進を図っている。
 また資材等の運搬にはモノレールを利用し、現地の地形や植生への影響を最小限とするように努めている。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	復旧治山事業（人見入）
-----	-------------

基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。						
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。						
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。						
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。						
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。						
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。						
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。						
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。						
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。						
	法面や崩落斜面の緑化を行う。						
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。						
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。						

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。						
		実施率 (b/a (%))		合計 (a)	合計 (b)		
		100		3	3		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置

の内容 について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業 にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3 以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	復旧治山事業（人見入）
事業の規模	法枠工1,534㎡	実施場所	飯能市大字上名栗地内
計画期間	平成30～33年度	段階	設計段階
事業の概要： 工事施工箇所は森林管理道人見入線の終点上部に位置し、大規模な斜面崩壊が発生している。 この斜面を復旧するため法枠工と下流への土砂流出防止対策として、土留工等を施工する。 工事箇所の下部には、人家14戸、県道500m、市道100m及び1級河川500mがある。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

工法の選定にあたり、法枠工枠内には植生基材による緑化を図ることとしているほか、斜面安定のための筋工には間伐材を使用し、木材利用の推進を図っている。

また資材等の運搬にはモノレールを利用し、現地の地形や植生への影響を最小限とするように努めている。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	復旧治山事業（人見入）
-----	-------------

基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。						
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。						
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。						
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。						
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。						
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					✓	✓
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					✓	✓
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。						

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。						
		実施率 (b / a (%))		合計 (a)	合計 (b)		
		100		8	8		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内

容 について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	復旧治山事業（大血川）
事業の規模	施工面積 0.70ha	実施場所	秩父市大滝地内
計画期間	平成22～29年度	段階	施工段階
事業の概要： 台風の豪雨等により大規模な山腹崩壊となったため、簡易法枠工により拡大を防止するとともに、土留工及び谷止工により崩落土の移動を抑える。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ ミネラルウォーター採取地の上流であるため、水質への影響の少ない工法を採用した。
- ・ 丸太筋工などの木製構造物を採用し、再生可能な自然素材を活用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	復旧治山事業（大血川）
-----	-------------

基本方向1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。					✓	✓
基本的配慮事項2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					✓	✓
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					-	-
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用を配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。					-	-

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	✓
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。					-	-
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。					-	-

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					✓	✓
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					✓	✓
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。					✓	✓
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					✓	✓

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
			実施率 (b / a (%))		合計 (a)	合計 (b)	
		100		15	15		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事

業 にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	緊急予防治山事業（弟富士山）
事業の規模	0.01ha 高エネルギー吸収柵 80.0m	実施場所	秩父市荒川日野地内
計画期間	平成26～29年度	段階	施工段階
事業の概要： 当該地域は、急峻な地形、風化の進んだ地質等の自然条件から、落石が発生する危険性がある。 工事箇所の下部には、人家6戸、市道0.1kmがあり、落石から保全対象を保護するため、落石緩衝柵を設置した。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

金網の落石防止柵工を採用し、周囲の景観になじむよう努めた。
 また、現地の地形や植生への影響を最小限とするよう努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	緊急予防治山事業（弟富士山）
-----	----------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。					-	-
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					-	-
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					-	-
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。					-	-

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	✓
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。					-	-
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					-	-
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。					-	-

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					-	-
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					-	-
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。					-	-
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					-	-

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
					実施率 (b / a (%))	合計 (a)	合計 (b)
					100	8	8

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内

容 について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（三武越）
事業の規模	ロープ伏工576㎡	実施場所	飯能市大字坂石地内
計画期間	平成25～28年度	段階	施工段階
事業の概要： 工事施工箇所は国道299号の上部法面に位置し、岩盤の風化等による保全対象への落石を予防するため、崩落のおそれのある岩石等の対策として効果の高い落石固定工と、落石固定工からの抜け落ちや表土崩落時の落石対策として、落石緩衝柵工を実施する。工事箇所の下部には、人家9戸、事業所（JA）1戸、国道250m、市道250m及び畑0.5haがある。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

工法の選定にあたり、落石固定工では既存の立木の伐採が不要なロープ伏工を採用している。

落石緩衝柵工については、基礎に自穿孔式のアンカーを用いコンクリートを使用しない工法を採用しており、自然環境への負荷を最小限に抑えている。また資材等の運搬にはモノレールを利用し、現地の地形や植生への影響を最小限とするように努めている。

また、仮設落石防護柵には間伐材を使用し、木材利用の推進を図っている。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（三武越）
-----	-------------

基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。						
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。						
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。						
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。						
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。						
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。						
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					✓	✓
	法面や崩落斜面の緑化を行う。						
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。						
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。						

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
					実施率 (b / a (%))	合計 (a)	合計 (b)
					100	7	7

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内

容 について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（向ノ沢）
事業の規模	0.80ha 高エネルギー吸収柵 40.0m	実施場所	秩父市大滝地内
計画期間	平成29年度	段階	計画段階

事業の概要：

当該地域は、急峻な地形、風化の進んだ地質等の自然条件から、落石が発生する危険性がある。
 工事箇所の下部には、林道0.2kmがあり、落石から保全対象を保護するため、落石緩衝柵を設置する。

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

金網の落石防止柵工を採用し、周囲の景観になじむよう努める。
 また、現地の地形や植生への影響を最小限とするよう努める。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（向ノ沢）
-----	-------------

基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。						
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。						
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。						
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。						
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。						
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。						
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	✓
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。						
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。						
	法面や崩落斜面の緑化を行う。						
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。						
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。						

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	
		実施率 (b / a (%))		合計 (a)	合計 (b)		
		80		5	4		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内

容 について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（向ノ沢）
事業の規模	0.80ha 高エネルギー吸収柵 40.0m	実施場所	秩父市大滝地内
計画期間	平成29年度	段階	設計段階
事業の概要： 当該地域は、急峻な地形、風化の進んだ地質等の自然条件から、落石が発生する危険性がある。 工事箇所の下部には、林道0.2kmがあり、落石から保全対象を保護するため、落石緩衝柵を設置する。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

金網の落石防止柵工を採用し、周囲の景観になじむよう努めた。
 また、現地の地形や植生への影響を最小限とするよう努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（向ノ沢）
-----	-------------

基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。					-	-
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					-	-
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					-	-
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。					-	-

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	✓
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。					-	-
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					-	-
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。					-	-

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					-	-
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					-	-
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。					-	-
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					-	-

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	
					実施率 (b / a (%))	合計 (a)	合計 (b)
					87.5	8	7

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内

容 について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	森林管理道改良事業(城峰1号線)
事業の規模	W = 3.0m L = 31m	実施場所	秩父郡皆野町大字上日野沢地内
計画期間	H29～H30	段階	計画段階
<p>事業の概要：</p> <p>本路線は、昭和30年代に開設され、老朽化が目立ってきた。 本事業は、老朽化により、破損した路側よう壁を打ち換えて通行の安全を図るものである。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

<p>特に配慮した事項</p> <p>環境に配慮して、排出ガス対策型の建設機械を使用する。 構造物の一部に緑化可能の鋼製よう壁を使用する。</p>
<p>配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項</p>

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	城峰1号線森林管理道整備事業
-----	----------------

基本方向1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。						
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。						
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。						
基本的配慮事項2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。						
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。						
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。						
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。						
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。						
	法面や崩落斜面の緑化を行う。						
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。						
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。						

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
					実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
					80	5	4

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内

容 について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	森林管理道改良事業(城峰1号線)
事業の規模	W = 3.0m L = 31m	実施場所	秩父郡皆野町大字上日野沢地内
計画期間	H29～H30	段階	設計段階
<p>事業の概要：</p> <p>本路線は、昭和30年代に開設され、老朽化が目立ってきた。 本事業は、老朽化により、破損した路側よう壁を打ち換えて通行の安全を図るものである。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

<p>特に配慮した事項</p> <p>環境に配慮して、排出ガス対策型の建設機械を使用する。 構造物の一部に緑化可能の鋼製よう壁を使用する。</p>
<p>配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項</p>

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	
-----	--

基本方向1		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項1							
設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。						
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。						
基本的配慮事項2							
建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					✓	
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					✓	✓
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。					✓	✓

基本方向2		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項1							
多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。						
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。						
	法面や崩落斜面の緑化を行う。						
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					✓	✓
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。						
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					✓	

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
					実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
					73	11	8

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内

容 について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	森林管理道改良事業（奈田良線）
事業の規模	幅員4.0～7.0m 延長50m	実施場所	秩父郡東秩父村大字白石地内
計画期間	H28～H29	段階	施工段階
事業の概要： 当該路線は昭和40年に開設事業が完了しているが、一部の区間で路面の劣化が進んでおり、通行者の安全確保を図るため施工するものである。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・環境に配慮し、排出ガス対策型の建設機械を使用する。
- ・使用資材については、再生資源の活用を図る。
- ・建設廃材の適切な処理を行う。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道改良事業（奈田良線）
-----	-----------------

基本方向1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。					✓	✓
基本的配慮事項2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					✓	✓
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					✓	✓
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用を配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。					✓	✓

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。						
	法面や崩落斜面の緑化を行う。						
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。						
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。						

基本方向3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
					実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
					83.3	12	10

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事

業 にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	森林管理道改良事業 (上武秩父線)
事業の規模	幅員 5 . 0 m 延長 1 3 m	実施場所	児玉郡神川町大字矢納地内
計画期間	H 2 8 ~ H 3 0	段 階	施工段階
事業の概要： 本線は県北部の基幹道として最大の規模であり、豊富な森林資源と多くの支線を有している。一方で開設完了から30年以上を経過して一部で劣化が進行し、法面に変状を生じている箇所も多い。 このため法面保全工の改修を行って林業車両等の通行の安全を図るものである。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・環境に配慮し、排出ガス対策型の建設機械を使用する。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道改良事業（上武秩父線）
-----	------------------

基本方向 1		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1							
設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。					✓	✓
基本的配慮事項 2							
建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。						
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					✓	✓
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						

基本方向 2		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1							
多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。					✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。					✓	✓
	法面や崩落斜面の緑化を行う。					✓	
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。						
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。						
	周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。						

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
		実施率 (b/a (%))		合計 (a)	合計 (b)		
		83.3		12	10		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容 について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	森林管理道改良事業（陣見山線）
事業の規模	幅員5.0m 延長110m	実施場所	比企郡美里町大字円良田地内
計画期間	H29～H30	段階	施工段階
事業の概要： 当該路線は昭和60年に開設事業が完了しているが、一部の区間で法面が劣化し落石が発生している。交通量は30台/日、ピーク月最大で1,000台と多く、通行車両の安全確保のため施工する。			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・環境に配慮し、排出ガス対策型の建設機械を使用する。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名 森林管理道改良事業（陣見山線）

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。					✓	✓
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					✓	✓
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					✓	✓
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。						
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。				✓	✓
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。				✓	✓
	法面や崩落斜面の緑化を行う。				✓	
	地形変更の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。					
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。					
周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。						

基本方向 3 自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。						
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。				✓	✓
				実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
				84.6	13	11

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容 について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後

の事業 にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3 以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	森林管理道舗装事業（勝呂入山線）
事業の規模	幅員3.5m 延長248m	実施場所	比企郡小川町大字勝呂地内ほか
計画期間	H25～H31	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>本線は平成23年度に開設が完了した路線で、小川町と東秩父村を連絡する林道として地域の期待が大きい。</p> <p>林業用車両等の通行の安全確保、路面洗掘の防止及び雑草等々の維持管理の軽減を目的として、アスファルト舗装を実施して森林管理道としての機能の維持を図る。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・環境に配慮し、排出ガス対策型の建設機械を使用する。
- ・使用資材については、再生資源の活用を図る。
- ・構造物の設置にあたっては、景観に考慮する。
- ・表層工、及び下層路盤工には再生資源を利用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道舗装事業（勝呂入山線）
-----	------------------

基本方向1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	環境対策型建設機械の採用を図る。					✓	✓
	施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。					✓	✓
	施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。					✓	✓
基本的配慮事項2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。					✓	✓
	建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。					✓	✓
	資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用を配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓	✓
	日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。					✓	✓

基本方向2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。					✓	✓
	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。					✓	
	工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。						
	水質汚濁や土砂の流出防止に努める。					✓	✓
	ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。						

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。						
	自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。						
	法面や崩落斜面の緑化を行う。						
	地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。						
	建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。					✓	

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。							
個別事項	事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。					✓	✓
					実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
					83.3	12	10

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事

業 にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。